

4月1日に

# 狭山市立地適正化計画を策定します

## 立地適正化計画って何？

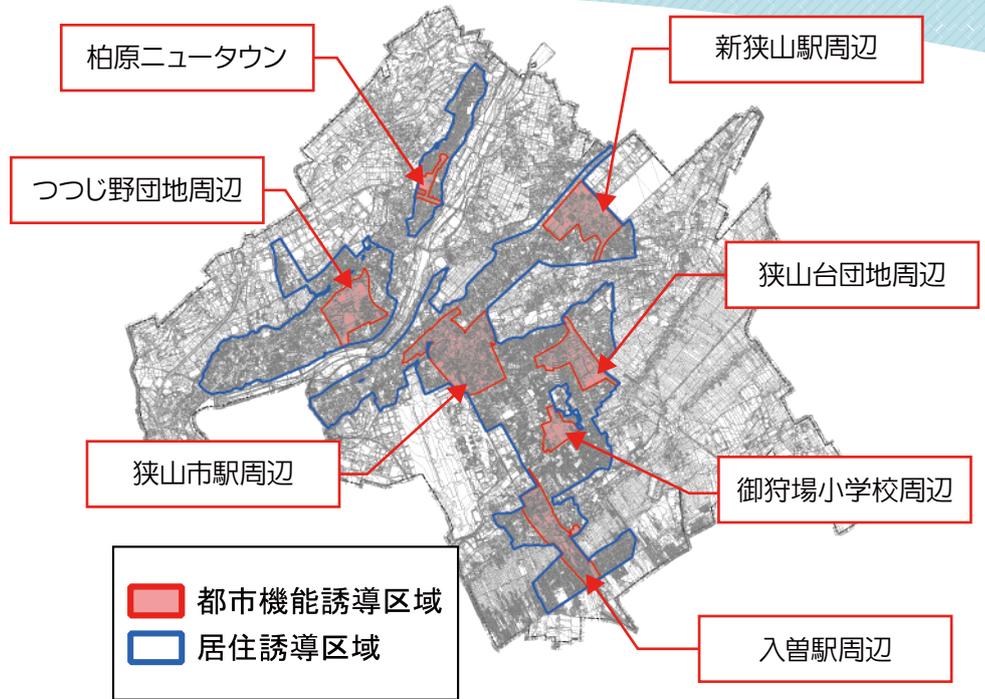
人口減少と少子高齢化に対応するため、便利で魅力的な拠点の形成と、その拠点と地域を公共交通で結ぶことで持続可能な都市を未来に残していくための計画で、新しく「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定めます。

### 都市機能誘導区域

暮らしを支える医療や商業などのサービスを移動しやすい距離にまとめるための区域のことで、狭山市駅、入曽駅、新狭山駅周辺の他、すでに都市機能が集積している4カ所を指定します。

### 居住誘導区域

都市機能誘導区域の施設を利用しやすい位置にある人口密度を高めるための区域で、既存の市街地から、工業系の立地が多い地域や災害リスクの高いエリアなどを除いた区域を指定します。



## Q この計画によって生活はどう変わるの？

**A** 買い物や子育て、医療などの施設が集積された拠点と、その拠点へ行きやすい環境を整備することで、将来的に生活利便性が向上します。また、都市の維持コストを抑えることで、街の魅力向上や活性化を進めやすくなります。

## Q 居住誘導区域以外に住んでいるけれど影響はあるの？

**A** 現在の住環境や拠点への行きやすさを維持確保していくため、暮らしへの大きな影響はありません。ただし、転居をお考えの際には、より利便性の高い居住誘導区域へ住み替えることもご検討ください。

## 開発行為などに届け出が必要になります

計画の策定に伴い、4月1日以降に以下の行為を実施する場合は、着手の30日前までに届け出が必要です。

### 対象となる行為

- ・居住誘導区域外での一定規模以上の住宅など(※1)の開発・建築行為
- ・都市機能誘導区域外での誘導施設(※2)の開発・建築行為
- ・都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止

※1 敷地面積1,000㎡以上か3戸以上の住宅など

※2 同計画で指定する医療、商業、金融などの施設



問合せ 都市計画課へ ☎2941-6458